

システム開発業者 各位

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

埼玉県次世代型校務支援システム構築業務委託に関する情報提供について(依頼)

日頃から本県の教育行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本県では現在、県内市町村の校務支援システムを埼玉県内で共通化することにより、校務支援システムに係るコストの低減や運用の負担軽減を図るとともに、学校現場の業務負担軽減と効率化を図り、児童生徒と向き合う時間の創出や教育の質の向上を図ることを目的として、複数の市町村での共通した校務支援システムの調達を検討しております。

つきましては、別添仕様書の内容について御確認の上、提案可能なサービスや導入費用について情報提供をお願いいたします。

御提供いただきました情報は、今後、サービス選定を実施する際の参考情報として活用させていただきます。お忙しいところ恐縮ですが、積極的に情報提供いただきますようお願いいたします。

記

1 情報提供依頼事項

以下の事項について提出をお願いいたします。

(1) 提案書【様式は自由】

別添仕様書案に基づき作成してください。

(2) 提案概要書【様式は自由】

提案書の内容を簡潔にまとめた資料を作成・提出してください。また、以下のポイントと提案書の対応部分がわかるように作成をお願いします。

No.	項目	想定している記載事項
1	会社概要及び実績	会社概要、校務DXの類似業務に関連する主な業務実績等
2	基本方針	次世代型校務支援システムを効率的、効果的かつ低コストで実現するための提案に係る基本的な考え方等
3	提案の全体構成	本提案におけるシステム及び接続に係る全体校正等。特に各市町村のパソコンから校務支援システムに接続するまでの構成
4	各市町村への導入スケジュール	各市町村の希望する導入希望日に間に合わせるためのスケジュール等

5	各パターンやオプションに対する意見	それぞれのパターンにおける実現可能性やメリット・デメリット、留意事項等
6	仕様書案に対する意見	現在示されている仕様書案に関する改善案等
7	提案を求めたものに対する回答	仕様書案に記載のある提案を求めている内容についての実現可能性と実現に向けた課題
8	導入システム名と概要	導入する校務支援システムやグループウェア機能等とその概要や特色
9	機能一覧における対応不可案件とその代替案	機能一覧における対応可・不可の回答及び不可の場合に案がある場合はその代替案等
10	制度改正等への対応容易性	制度改正や運用変更に対し、設定変更のみで対応可能な範囲等
11	県による共同調達を行うメリット	市町村単独で行う場合に比べて、県共同調達で行うことにより市町村が感じられる費用面でのメリット等
12	その他追加提案	本仕様書案に含まれていないものの中で、次世代型校務 DX 環境を将来的に整備していくうえで必要と考えられる追加の提案等

(3) 概算見積算出様式

必要に応じて様式は加筆・修正していただいて構いませんが、市町村の年度ごとにおける費用が分かるように作成をお願いします。

2 提出方法等

(1) 対応窓口

担当者：埼玉県教育局義務教育指導課学力向上推進・学力調査担当 山崎

電話：048-830-6718

E-mail：a6750-13@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出方法

ア 提出先

提供資料は、電子メールで御提出ください。

イ 提出期限

令和8年6月5日（金）17時まで

ウ 質問回答

情報提供の質問については、別紙5に質問内容を記載したうえで、電子メールにより送信してください。

なお、質問期限は令和8年5月26日（火）までとします。期限までに寄せられた質問に対する回答については、当該質問をされた事業者に御連絡いたします。ただし、寄せられた質問の全てに回答できない場合がありますので、御了承ください。

3 提供資料

- ・別紙1 「01_【パターン①】仕様書案①」
- ・別紙2 「02_【パターン②】仕様書案②」

- ・別紙3「03_機能一覧」
- ・別紙4「04_市町村別基本情報」
- ・別紙5「05_別紙 概算見積算出様式」
- ・別紙6「06_別紙_質問票」

4 注意事項

- (1) 本システムの利用期間は令和10年4月1日から令和15年3月31日(60か月)までとし、希望する市町村が順次導入する形態を想定しています。
- (2) 別紙4にある市町村が全て共同調達に参加するとは限りません。今後参加市町村が減少する可能性があるため、それを踏まえての御提案をお願いいたします。
- (3) 本情報提供依頼は、次世代型校務支援システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段であり、情報提供のあった事業者に対して、将来のシステム調達や契約を保証するものではありません。
- (4) 本情報提供依頼に対して、情報提供のなかった事業者が不利益に取り扱われることはありません。
- (5) 御提供いただいた情報・資料は、県内市町村で構成された共同調達会議で利用させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- (6) 御提供いただいた情報・資料につきましては返却いたしません。
- (7) 今回の情報提供に係る費用については、貴社にて御負担いただきますようお願いいたします。
- (8) 御提供いただいた情報・資料に関して、後日問合せを行う場合があります。その際にも積極的な御協力をお願いいたします。